各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (フランス産ナチュラルチーズの腸管出血性大腸菌 O26及び O145)

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正:平成27年9月2日付け食安輸発0902第1号)により通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、フランス産ナチュラルチーズから腸管出血性大腸菌 O26及び O145を検出したことから、同通知中の別表 1 のフランスの項中、

	製品検査の	条件	検査の	試験品採	検査の方法	検査を受けること
	対象食品等		項目	取の方法		を命ずる具体的理
						由
	ナチュラル	別途指示する	腸管出	別表2の	平成26年11月20日付け	腸管出血性大腸菌
	チーズ	製造者で製造	血性大	<u>4 による</u>	食安監発1120第3号別	<u>O145で汚染されて</u>
		されたものに	腸菌	こと。	添「食品からの腸管出	いるおそれがある
		限る。	<u>O145</u>		血性大腸菌O26、O103、	<u>ため。</u>
					O111、O121、O145及	
					び 0157の検査法」によ	
					<u>ること。</u>	

を追加し、別添1の1を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。